

答申第 793 号

諮問第 1323 号

件名： DV 被害者支援ネットワーク会議ワーキンググループ復命書等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 4 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成 26 年 8 月 5 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 9 月 18 日付けで行った一部開示決定の取消しを求める（個人の氏名、生年月日、住所、電話番号を除く。）というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、条例第 7 条第 2 号、第 6 号に該当しないというものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

ア 別表の 1 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以下も同様とする。）について

文書 1 は、愛知県女性相談センター（以下「女性相談センター」という。）が開催する DV 被害者支援ネットワーク会議ワーキンググループに出席した女性相談センターの担当職員の復命書であり、鑑文、次第、出席者名簿、配席図、新聞記事等の写し及びワーキンググループ資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議題等が、出席者名簿及び配席図には会議出席者の

職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

イ 文書 2 について

文書 2 は、女性相談センターの駐在室のうち、三河地区の駐在室（西三河、豊田加茂、新城設楽及び東三河）が輪番で開催する三河ブロック女性相談員研修会に出席した女性相談センターの相談員の復命書であり、鑑文、次第、出席者名簿、日程表及び研修会資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議題等が、出席者名簿には会議出席者の職氏名等が、日程表には当日のスケジュールが記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

ウ 文書 3 について

文書 3 は、女性相談センターが開催する女性問題相談員ネットワーク事業（研修会）に出席した女性相談センターの相談員の復命書であり、鑑文、次第、出席者名簿及び研修会資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、講演内容等が、出席者名簿には会議出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

エ 文書 4 について

文書 4 は、東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議開催要領に基づき、女性相談センター東三河駐在室が開催する東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議に係る資料であり、起案文書、挨拶文、次第、出席者名簿、配席図及び配付資料から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、伺い文等が、挨拶文には女性相談センター東三河駐在室次長の挨拶文が、次第には日時、場所、議題等が、出席者名簿及び配席図には会議出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

オ 文書 5 について

文書 5 は、DV 被害者が加害者から避難し、公営住宅入居申込や市区町村に住民登録の非開示請求をする場合に必要な証明書の交付申請書の提

出が女性相談センターの駐在室にあった際、駐在室が女性相談センターに進達するに当たり起案された文書である。

文書 5 は、起案文書、進達文書、証明書交付申請書（写）、運転免許証（写）、相談記録票及び証明書（写）から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、申請者の住所、氏名等が、進達文書には標題、申請者の住所、氏名等が、証明書交付申請書（写）には申請者の氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、証明書を必要とする理由等が、相談記録票には相談内容等が、証明書（写）には申請者及び同伴児童の氏名及び生年月日等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

カ 文書 6 及び文書 12 について

文書 6 及び文書 12 は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づき、DV 被害者が裁判所に保護命令を申し立てた際に女性相談センターの駐在室が申立書面に必要事項を記載し、女性相談センターに進達するに当たり起案された文書である。

文書 6 及び文書 12 は、起案文書、進達文書、裁判所提出用書面、相談記録票、書面提出請求書（写）、通知書（写）、保護命令（写）及びファクシミリ連絡票から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、申立者氏名等が、進達文書には標題、申立者氏名等が、裁判所提出用書面には相談等日時、被害者氏名等が、相談記録票には相談内容等が、書面提出請求書（写）には裁判所から提出を求められた書面の内容等が、通知書（写）には裁判所からの通知内容等が、保護命令（写）には裁判所からの命令内容等が、ファクシミリ連絡票には女性相談センターが受発信したファクシミリの件名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

キ 文書 7 について

文書 7 は、女性相談センターの駐在室のうち、三河地区の駐在室（西三河、豊田加茂、新城設楽及び東三河）が交代で年 2 回開催する三河ブロック女性相談員研修会に出席した女性相談センターの相談員の復命書である。

文書 7 は、鑑文、次第、日程表、出席者名簿及び研修会資料から構成

されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、講演内容等が、日程表には当日のスケジュールが、出席者名簿には研修会出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

ク 文書 8 について

文書 8 は、女性相談センターが開催する DV 実務担当者会議に出席した女性相談センターの相談員の復命書である。

文書 8 は、鑑文、次第並びに女性相談センターの概要、配偶者からの暴力の被害者対応の手引、「愛知県女性相談センター一時保護依頼票 平成 25 年度（記入例）」、証明書の交付対象一覧等、愛知県女性相談センター相談状況等及び「女性の悩みごと相談」からなる研修会資料から構成されている。

鑑文には標題、出張者の職氏名、旅行期間、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議事内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

ケ 文書 9 及び文書 13 について

文書 9 及び文書 13 は、各月の面接相談、電話相談等の件数を女性相談センター各駐在室から女性相談センターに報告するに当たり起案された文書である。

文書 9 及び文書 13 は、起案文書、鑑文及び報告書から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、伺い文等が、鑑文には標題、通知文等が、報告書には女性相談センター東三河駐在室の平成 25 年 11 月の業務状況の報告が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

コ 文書 10 について

文書 10 は、東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議開催要領に基づき、女性相談センター東三河駐在室が開催する東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議に出席した女性相談センターの相談員の報告書である。

文書 10 は、鑑文、次第、配席図、出席者名簿及び配付資料から構成

されている。

鑑文には標題、報告者の職氏名、用務先、用務名等が、次第には日時、場所、議題等が、配席図及び出席者名簿には会議出席者の職氏名等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

サ 文書 11 について

文書 11 は、DV 被害者が加害者から避難し、公営住宅入居申込や市区町村に住民登録の非開示請求をする場合に必要な証明書の交付申請書の提出が女性相談センターの駐在室にあった際、駐在室が女性相談センターに進達するに当たり起案された文書である。

文書 11 は、起案文書、進達文書、証明書交付申請書（写）、証明願（写）、相談記録票及び証明書（写）から構成されている。

起案文書には起案者氏名、題名、申請者の住所、氏名等が、進達文書には標題、申請者の住所、氏名等が、証明書交付申請書（写）、証明願（写）及び証明書（写）には申請者の氏名、印影、生年月日、住所等が、相談記録票には相談内容等が記載されている。

このうち開示しないこととした部分は、別表の 3 欄に掲げる部分である。

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性について

異議申立人は、異議申立書において、「個人の氏名、生年月日、住所、電話番号を除く」と記載しており、当該部分を不開示としたことについての不服はないものと解されるが、念のため当該部分も含めて条例第 7 条第 2 号該当性について述べる。

今回不開示とした部分のうち、文書 1、3、4 及び 10 中の出席者名簿及び配席図に記載された出席者の職氏名、文書 5 中の起案文書及び進達文書に記載された申請者の住所及び氏名、証明書交付申請書（写）に記載された住所、氏名、生年月日、印影、電話番号及び証明書を必要とする理由、証明書（写）に記載された氏名及び生年月日並びに運転免許証（写）の全て、文書 6 及び 12 中の起案文書及び進達文書に記載された申立者の氏名、書面提出請求書（写）に記載された事件番号、住所及び氏名、通知書（写）に記載された事件番号、記載内容が分かる部分、住所、電話番号及び代理人について記載された部分、保護命令（写）に記載された事件番号、住所、氏名、生年月日及び代理人について記載された部分並びにファクシミリ連絡票に記載された事件番号、文書 9 及び 13 中の報告書に記載され

た氏名、年齢及び国籍並びに文書 11 中の起案文書及び進達文書に記載された申請者の住所及び氏名、証明書交付申請書（写）に記載された氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、証明書を必要とする理由及び申請通数並びに証明願（写）及び証明書（写）に記載された氏名、印影、生年月日、住所、電話番号、証明書を必要とする理由及び提出先（以下「出席者の職氏名等」という。）並びに文書 2、7 及び 10 中の資料に記載された事例研究の内容、文書 5 及び 11 中の相談記録票並びに文書 6 及び 12 中の裁判所提出用書面に記載した内容及び相談記録票（以下「事例研究の内容等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等は、一般に公開されていないものであり、公表が予定されているものでもないため、本号ただし書イに該当しない。

さらに、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書ロにも該当しない。

そして、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等における個人は、公務員等ではないため、本号ただし書ハには該当しない。また、予算の執行を伴うものではないため、本号ただし書ニにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、出席者の職氏名等及び事例研究の内容等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 文書 1 のうちワーキンググループ資料は、DV 被害者支援に関わる関係職員が支援事業の遂行に当たり、注意すべき点や技能の向上を図るために作成された資料である。

当該資料には、DV 被害者保護施設の職員と加害者及び加害者の関係者との対応事例等が記載されており、公にすることにより、加害者側が知る可能性があり、DV 被害者のみならず関係職員が加害者側からのより強い圧力を受けるおそれがあるほか、今後作成者は開示されることを意識して、事例の詳細な内容を記載することを躊躇し、DV 被害者の支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該資料は、条例第7条第6号に該当する。

イ 事例研究の内容等には、相談対応・助言指導等が記載されており、公にすることにより、加害者や相談者等の家族が知る可能性があり、相談者が加害者や相談者等の家族からのより強い圧力を受け、率直な意見や具体的な事実を言わなくなるおそれが考えられ、その結果、女性相談員が適切な助言指導等を行うことが困難となり、女性相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第7条第6号に該当する。

ウ 文書4のうち配付資料である「加害者対応について～最近の傾向と注意点～」は、DV被害者を保護するために施設入所させた場合において、加害者側から施設側に接触があった際の注意点等を記載した対応マニュアルである。当該資料を公にすることにより、加害者及び加害者の関係者が知り、DV被害者のみならず職務関係者が加害者側からのより強い圧力を受け、DV被害者の支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該資料は、条例第7条第6号に該当する。

エ 文書8のうち女性相談センターの概要に記載された一時保護所の電話番号及びFAX番号並びに「愛知県女性相談センター一時保護依頼票 平成25年度（記入例）」に記載された一時保護所のFAX番号は、加害者からの探索防止のため秘匿にしておき、公にすることにより、加害者及び加害者の関係者が知り、DV被害者のみならず職務関係者が加害者側からのより強い圧力を受け、DV被害者の支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、当該情報は、条例第7条第6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県東三河福祉相談センターが管理する文書のうち、別表の 1 欄に掲げる行政文書である。

それぞれの行政文書の内訳は別表の 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1) で実施機関が説明するとおりであると認められる。

そして、実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、出席者の職氏名等を条例第 7 条第 2 号に、事例研究の内容等を同条第 2 号及び第 6 号に、文書 1 のうちワーキンググループ資料、文書 4 のうち「加害者対応について～最近の傾向と注意点～」並びに文書 8 のうち一時保護所の電話番号及び FAX 番号（以下「ワーキンググループ資料等」という。）を同条第 6 号に該当するとして、不開示としている。

なお、異議申立人は、異議申立ての趣旨として、個人の氏名、生年月日、住所及び電話番号を除き、一部開示決定の取消しを求める旨を主張している。したがって、本件異議申立ての対象となった部分は、別表の 4 欄に掲げる部分、すなわち出席者の職氏名等のうち氏名、生年月日、住所及び電話番号以外の部分（以下「出席者の職等」という。）、事例研究の内容等並びにワーキンググループ資料等であると解されることから、以下、当該部分の不開示情報該当性について判断する。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、出席者の職等及び事例研究の内容等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 条例第 7 条第 2 号本文該当性について

出席者の職等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

また、当審査会において、本件行政文書を見分したところ、事例研究の内容等には、DV 被害者等からの相談内容、家族の状況等が詳細に記載

されており、いずれも全体として個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

よって、出席者の職等及び事例研究の内容等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

ウ 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

出席者の職等及び事例研究の内容等は、法令等の定めるところにより又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、出席者の職等及び事例研究の内容等における個人は公務員ではないため、出席者の職等及び事例研究の内容等は、同号ただし書ハに該当しない。

さらに、出席者の職等及び事例研究の内容等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、出席者の職等及び事例研究の内容等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、事例研究の内容等及びワーキンググループ資料等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 文書 1 のうちワーキンググループ資料について

当審査会において、本件行政文書を見分したところ、ワーキンググループ資料には、愛知県 DV 被害者保護支援ネットワーク会議ワーキンググループの検討資料として、DV 被害者保護施設の職員と加害者及びその関係者との対応事例等が具体的かつ詳細に記載されていることから、公にすることが前提となれば、当該資料の作成者は、公になることを意識して、事例の内容を詳細に記載することを躊躇ちゆうちよすることとなり、その結果、関係者における率直な意見交換が行われなくなって会議が形骸化するなど、DV 被害者支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 事例研究の内容等について

事例研究の内容等に記載された情報は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 23 条第 1 項に秘密の保持に関する定めがあるように、秘密保持を前提に女性相談センターの相談員等が相談者等から聴取したものである。

その一部でも公にすることとなれば、今後、DV 等の相談をしようとする者は、自分の相談内容等が公にされることを意識して相談を躊躇し、又は率直な意見や具体的な事実を言わなくなるおそれがある。その結果、事実関係等を正確に把握することができなくなるなど、女性相談員による適切な助言指導等を行うことが困難となり、女性相談事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 文書 4 のうち「加害者対応について～最近の傾向と注意点～」について

実施機関によれば、当該資料は、東三河南部圏域 DV 被害者保護支援ネットワーク会議において配付された対応マニュアルであり、加害者側から支援機関に接触があった際の注意点等が記載されているとのことである。

したがって、当該資料を公にすることとなれば、各支援機関の DV 被害者保護の対応方法が明らかとなり、被害者の一時保護先の特定に悪用されることなどから、DV 被害者支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 文書 8 のうち一時保護所の電話番号及び FAX 番号について

一時保護所の電話番号及び FAX 番号を公にすることとなれば、被害者がかくまわれている一時保護所の所在地の特定につながるなどから、DV 被害者支援事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

カ 以上のことから、事例研究の内容等及びワーキンググループ資料等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書	2 内訳	3 実施機関が開示しないこととした部分	4 異議申立ての対象となった部分
文書1 平成24年度DV 被害者支援 ネットワーク 会議第1回 ワーキンググ グループ復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	配席図	出席者の職氏名	出席者の職
	新聞記事等の写し ワーキンググル ープ資料	なし 全て	
文書2 平成24年度東 三河ブロック 女性相談員研 修会復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	なし	
	日程表 研修会資料	なし 事例研究の内容	
文書3 平成24年度女 性問題相談員 ネットワーク 事業復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	研修会資料	なし	
文書4 平成24年度東 三河南部圏域 DV被害者保護 支援ネット ワーク会議資 料	起案文書	なし	
	挨拶文	なし	
	次第	なし	
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	配席図	出席者の職氏名	出席者の職
	配付資料	加害者対応について～ 最近の傾向と注意点～	左欄に同じ
文書5 平成25年度 証明書交付申 請書について	起案文書	申請者の住所及び氏名	
	進達文書	申請者の住所及び氏名	
	証明書交付申請書 (写)	住所、氏名、生年月 日、印影、電話番号及 び証明書を必要とする 理由	印影及び証明 書を必要とす る理由
	運転免許証(写)	全て	左欄に同じ
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	証明書(写)	氏名及び生年月日	
文書6 平成25年度 DV防止法に係 る保護命令申 立書面につい	起案文書	申立者の氏名	
	進達文書	申立者の氏名	
	裁判所提出用書面	記載した内容全て	左欄に同じ
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	書面提出請求書	事件番号、住所及び氏	事件番号

て	(写)	名	
	通知書 (写)	事件番号、記載内容が分かる部分、住所及び代理人について記載された部分	事件番号、記載内容が分かる部分及び代理人について記載された部分
	保護命令 (写)	事件番号、住所、氏名、生年月日及び代理人について記載された部分	事件番号及び代理人について記載された部分
	ファクシミリ連絡票	なし	
文書 7 平成 25 年度第 2 回三河ブロック女性相談員研修会復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	日程表	なし	
	出席者名簿	なし	
	研修会資料	事例研究の内容	左欄に同じ
文書 8 平成 25 年度市町村等 DV 実務担当者会議復命書	鑑文	なし	
	次第	なし	
	女性相談センターの概要	一時保護所の電話番号及び FAX 番号	左欄に同じ
	配偶者からの暴力の被害者対応の手引	なし	
	愛知県女性相談センター一時保護依頼票 平成 25 年度 (記入例)	一時保護所の FAX 番号	左欄に同じ
	証明書の交付対象一覧等	なし	
	愛知県女性相談センターの相談状況等	なし	
	女性の悩みごと相談	なし	
文書 9 平成 25 年度女性相談員の月例報告について	起案文書	なし	
	鑑文	なし	
	報告書	氏名、年齢及び国籍	年齢及び国籍
文書 10	鑑文	なし	

平成 25 年度東 三河南部圏域 DV 被害者保護 支援 ネット ワーク会議報 告書	次第	なし	
	配席図	出席者の職氏名	出席者の職
	出席者名簿	出席者の職氏名	出席者の職
	配付資料	事例研究の内容	左欄に同じ
文書 11 平成 26 年度 証明書交付申 請書について	起案文書	申請者の住所及び氏名	
	進達文書	申請者の住所及び氏名	
	証明書交付申請書 (写)	氏名、印影、生年月 日、住所、電話番号、 証明書を必要とする理 由及び申請通数	印影、証明書を必要とする 理由及び申請 通数
	証明願 (写)	氏名、印影、生年月 日、住所、電話番号、 証明書を必要とする理 由及び提出先	印影、証明書を必要とする 理由及び提出 先
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	証明書 (写)	氏名、印影、生年月 日、住所、電話番号、 証明書を必要とする理 由及び提出先	印影、証明書を必要とする 理由及び提出 先
文書 12 平成 26 年度 DV 防止法に係 る保護命令申 立書面につい て	起案文書	申立者の氏名	
	進達文書	申立者の氏名	
	裁判所提出用書面	記載した内容全て	左欄に同じ
	相談記録票	全て	左欄に同じ
	書面提出請求書 (写)	事件番号、住所及び氏 名	事件番号
	通知書 (写)	事件番号、住所及び電 話番号	事件番号
	保護命令 (写)	事件番号、氏名、生年 月日及び住所	事件番号
	ファクシミリ連絡 票	事件番号	左欄に同じ
文書 13 平成 26 年度 女性相談員の 月例報告につ いて	起案文書	なし	
	鑑文	なし	
	報告書	氏名、年齢及び国籍	年齢及び国籍

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
26.11.6	諮問
27.3.18	実施機関から不開示理由説明書を受理
27.3.23	異議申立人に実施機関からの不開示理由説明書を送付
27.9.25 (第468回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
28.3.28 (第485回審査会)	審議
28.7.14 (第494回審査会)	審議
28.9.16	答申